

さいたま市犯罪被害者等法律相談事業等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、市民の誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため、犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等法律相談（以下「法律相談」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪 さいたま市犯罪被害者等支援条例（令和3年さいたま市条例第46号。以下「条例」という。）第2条第1号に定める犯罪等のうち、人の生命又は身体を害する行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、同法第39条第1項又は同法第41条の規定により罰せられない行為（同法第35条又は同法第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）を含む。）をいう。
- (2) 重傷病 医師の診断により、1月以上の療養かつ3日以上入院を要する負傷又は疾病をいう。
- (3) 性犯罪 刑法第176条、同法第177条、同法第179条、同法第181条及び同法第241条の罪（同法第176条及び同法第179条第1項の未遂罪は除く。）をいう。
- (4) 犯罪被害 犯罪による被害であって死亡若しくは重傷病（犯罪の時又はその直後における心身の被害であってその後の死亡又は重傷病の原因となり得るものを含む。）又は性犯罪を受けるものをいう。
- (5) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (6) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、市の住民基本台帳に記録されている者又は次に掲げる市の住民基本台帳に記録をされずに市内に居住している者をいう。
 - ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けていた者
 - イ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第4項に規定するストーカー行為等に係る被害を受けていた者
 - ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受けていた者
 - エ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待を受けていた者
 - オ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する虐待を受けていた者

カ その他、市の住民基本台帳に記録することで、自己の生命又は心身に危害を受けるおそれのある者

2 本条に掲げるもののほか、この要綱で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(遺族又は家族の範囲)

第3条 法律相談を受けることができる犯罪被害者の遺族又は家族は、犯罪が行われた時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪被害者の配偶者若しくは犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップ（さいたま市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（令和2年4月1日施行）第2条第1項に規定するパートナーシップをいう。以下同じ。）の関係にあった者
- (2) 犯罪被害者の二親等以内の家族（子については、養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）

(法律相談の実施対象者)

第4条 市長は、以下の場合に、次の各号のいずれにも該当する犯罪被害者又はその遺族若しくは家族（以下、「犯罪被害者等」という。）が、犯罪による被害を受けたことにより、直面している法律問題について被害回復のために採りうる法的手段の説明などを行うことにより、法的知識に係る犯罪被害者等の支援を目的として、無償で犯罪被害に精通した弁護士による法律相談を実施する。

- (1) 警察に提出した被害届等の書類により、犯罪被害者の犯罪被害を客観的に確認できること。
- (2) 犯罪が行われた時において、犯罪被害者が市民であること。
- (3) 犯罪被害者等が、法律相談の利用の申請をする時において市民であること。

(法律相談の実施内容)

第5条 前条の規定による法律相談は、一の犯罪被害につき、前条各号のいずれにも該当する全ての犯罪被害者等を通じて、1回当たり1時間を上限とし、2回まで実施することができる。

(利用の制限)

第6条 市長は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、法律相談を実施しないことができる。

- (1) 法律相談を利用しようとする犯罪被害者等（以下「申請者」という。）と加害者との間に家族関係がある場合（当該家族関係が破綻していたと認められる事情等がある場合を除く。）。ただし、犯罪被害者が18歳未満の場合及び、犯罪が行われた時に犯罪被害者が監護していた18歳未満の遺族がいる場合には、この限りではない。

- (2) 申請者に、当該犯罪を教唆し若しくは幫助する行為、過度の暴行若しくは脅迫、重大な侮辱等当該犯罪を誘発する行為、当該犯罪に関連する著しく不正な行為又はその他の当該犯罪被害につき、その責めに帰すべき行為があったとき。
- (3) 申請者が、暴力団員（さいたま市暴力団排除条例（平成24年条例第86号）第2条第1項第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団密接関係者（暴力団（同条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）であるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、申請者と加害者との関係その他の事情から判断して、法律相談を実施することが社会通念上適切でないと認められるとき。

（利用の申請）

第7条 申請者は、犯罪被害に関する申立書（様式第1号）及びさいたま市犯罪被害者等法律相談利用申請書（様式第2号）により市長に申請しなければならない。この場合において、申請者は、原則として事前に市に相談するものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類を添えなければならない。

(1) 利用の申請を遺族が行うとき

ア 犯罪被害者が、当該犯罪が行われた時に市民であることを証明することができる書類

イ 犯罪被害により死亡した犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

ウ 申請者と犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書。ただし、犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係若しくは事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

(2) 利用の申請を犯罪被害者又はその家族が行うとき

ア 犯罪被害者が、当該犯罪が行われた時に市民であることを証明することができる書類

イ 申請者が、利用の申請を行う時に市民であることを証明することができる書類

ウ 犯罪により重傷病を負った者又はその家族が申請を行う場合は、犯罪被害者が負った傷害又は疾病が重傷病に該当することを証明することができる医師の診断書

エ 犯罪被害者の家族が申請する場合は、申請者（犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者及び犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者を除く。）と犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書。犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシッ

プの関係若しくは事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

(申請の期限)

第8条 前条の規定による申請は、犯罪が行われた日から1年を経過したときは、することができない。ただし、やむを得ない理由により当該期間を経過する前に当該申請をすることができなかつたと市長が認めるときは、この限りでない。

(利用の決定)

第9条 第7条に定める申請があつた場合には、市長は、速やかに、法律相談を実施し、又は実施しない旨の決定を行わなければならない。

2 市長は、前項の決定を行ったときは、速やかにさいたま市犯罪被害者等法律相談利用決定通知書(様式第3号)又はさいたま市犯罪被害者等法律相談利用申請却下通知書(様式第4号)により、その内容を申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の決定を行うために必要があると認めるときは、申請者その他の関係人に対して、報告若しくは文書その他の物件を提出させることができ、又は申請者の同意を得て、関係機関等に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(利用の決定の取消し)

第10条 市長は、前条の規定により利用の決定を受けた者が、利用する資格がないと判明したときは、当該決定を取り消すことができる。

2 市長は、法律相談を実施する旨の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すものとする。

3 市長は、前2項の取消しを行った場合においては、さいたま市犯罪被害者等法律相談利用決定取消通知書(様式第5号)により、その内容を申請者に通知するものとする。

(法律相談費用の返還)

第11条 市長は、前条の規定により決定を取り消した場合において、既に法律相談が実施されているときは、当該法律相談費用を返還させるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、令和3年4月1日以後に行われた犯罪による犯罪被害者等について適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の改正後の規定は、この要綱の施行の日以後に行われた犯罪による犯罪被害者等について適用し、同日前に行われた犯罪による犯罪被害者等については、なお従前の例による。

様式第1号（第7条関係）

犯罪被害に関する申立書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

被害届の提出	有 ・ 無
届出した警察署	警察署
罪 種	
被害年月日	年 月 日
被害場所	
（フリガナ） 被害者氏名	
生 年 月 日	年 月 日（ 歳）
被害時の住所	〒 ー

上記のとおり申し立てます。また、申立内容について、警察へ確認又は情報提供を行うこと及び必要に応じて警察等に事件の処理状況を確認することについて同意いたします。

（フリガナ） 氏 名		
住 所	〒 ー	
連 絡 先	電話番号	
	E-mail	
被害者との続柄		

様式第2号（第7条関係）

さいたま市犯罪被害者等法律相談利用申請書

年 月 日

（宛先） さいたま市長

次のとおり、さいたま市犯罪被害者等法律相談の利用を申請します。

1 申請者

（フリガナ） 氏 名		
生 年 月 日	年 月 日（ 歳）	
住 所	※ 申請日時点の住所を記載してください。 〒 —	
連 絡 先	電話番号	
	E-mail	
被害者との続柄		
（フリガナ） 被 害 者 氏 名	※ 申請者と犯罪被害者が異なる場合に記載してください。	
連 絡 先 （申請者と異なる場合）	（フリガナ） 氏 名	
	電話番号	
	E-mail	

2 申立て等

- (1) 私は、「さいたま市犯罪被害者等法律相談事業等実施要綱」第6条の規定によりさいたま市が法律相談を実施しないことができる場合に該当しません。また、この申立内容に確認の必要が生じた場合は、警察等へ照会することに同意いたします。

さいたま市犯罪被害者等法律相談事業等実施要綱

(利用の制限)

第6条 市長は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、法律相談を実施しないことができる。

- (1) 法律相談を利用しようとする犯罪被害者等（以下「申請者」という。）と加害者との間に家族関係がある場合（当該家族関係が破綻していたと認められる事情等がある場合を除く。）。ただし、犯罪被害者が18歳未満の場合及び、犯罪が行われた時に犯罪被害者が監護していた18歳未満の遺族がいる場合には、この限りではない。
- (2) 申請者に、当該犯罪を教唆し若しくは幫助する行為、過度の暴行若しくは脅迫、重大な侮辱等当該犯罪を誘発する行為、当該犯罪に関連する著しく不正な行為又はその他の当該犯罪被害につき、その責めに帰すべき行為があったとき。
- (3) 申請者が、暴力団員（さいたま市暴力団排除条例（平成24年条例第86号）第2条第1項第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団密接関係者（暴力団（同条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）であるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、申請者と加害者との関係その他の事情から判断して、法律相談を実施することが社会通念上適切でないと認められるとき。

- (2) 私は、申請内容に偽りがないことを認め、法律相談の実施後に偽りその他不正の手段による支給であったと市長が認めた場合には、当該法律相談費用を市に返還することに同意いたします。

（申請者署名）氏名

様式第3号（第9条関係）

さいたま市犯罪被害者等法律相談利用決定通知書

第 号
年 月 日

様

さいたま市長

年 月 日付けで申請のありましたさいたま市犯罪被害者等法律相談の利用について、
決定しましたので通知します。

様式第4号（第9条関係）

さいたま市犯罪被害者等法律相談利用申請却下通知書

第 号
年 月 日

様

さいたま市長

年 月 日付けで申請のありましたさいたま市犯罪被害者等法律相談の利用について、下記の理由により、その申請を却下しましたので通知します。

記

1 理 由

様式第5号（第10条関係）

さいたま市犯罪被害者等法律相談利用決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

さいたま市長

月 日付け第 号にて交付決定したさいたま市犯罪被害者等法律相談について、下記の理由により、利用決定を取り消しましたので通知します。

記

1 理 由